

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は...

交付申請書をお持ちの方は 4つの方法で申請できます

スマートフォンから

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書のQRを読み取る
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



パソコンから

- ①カメラで顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



※交付申請書に記載の申請書IDが必要です

証明用写真機から

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②お金を入れて交付申請書のQRをバーコードリーダーにかざす
- ③画面案内にしたがって必要事項を入力
- ④顔写真を撮影して送信し申請完了



郵便で

- ①交付申請書に必要事項を記入し6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し申請完了



カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすすめ!

交付申請書をお持ちでない方は

マイナンバーカード 郵便



- ①専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば郵便で申請ができます。プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です
- ②市民保険課窓口(本庁のみ)でも交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちのうえ、市民保険課へお越しください。
※オンラインによる申請サポートも行っていますのでお気軽にご相談ください



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバー

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカードをすでにお持ちの方は...

パソコンでお申し込みの場合

※ICカードリーダーが必要です

- マイナポータルアプリをインストールしておく
- 「マイナンバーカードの健康保険証利用登録」と打ち込んで検索

マイナンバーカードの健康保険証利用登録

スマートフォンでお申し込みの場合

- QRを読み込む



マイナポータルサイトへ

マイナポータルとは

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

- ✓ 特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有できる!

- ✓ 医療費通知情報の自動入力で確定申告の医療費控除がカンタンに!

- ✓ 自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!

- ✓ 就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える!

(医療保険者が変わる場合は加入の届け出が引き続き必要です)

- ✓ 高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される!

(国保税の未払いがある世帯は除く)

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません



どうなるかなんやがさあろ??

お申し込みはとってもカンタン!

マイナンバーカードが健康保険証に!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには申し込みが必要です。お申し込みは、マイナポータルやセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでもお申し込みできますが、待ち時間短縮のため事前の申し込みをお勧めします。

■市民保険課 ☎56-2155

